

直方市技能実習生等外国人支援協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、直方市技能実習生等外国人支援協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、直方市役所（直方市殿町7番1号）に置く。

(目的)

第3条 本会は、直方市内に事業所等を置く企業等に勤務し、日本語を母語としない技能実習生、特定技能在留資格者等（以下「技能実習生等」という。）の地域居住支援に関する活動を行うことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 技能実習生等の地域文化・歴史の理解促進に寄与する活動
- (2) 技能実習生等と地域住民との交流促進を支援する活動
- (3) 市が開催・運営する日本語教室の運営方針に関する協議
- (4) その他、技能実習生等の地域定着に資する活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 一般会員 直方市内に事業所を置き、かつ、技能実習生等を雇用する企業等または雇用を検討している企業等で、この会の目的に賛同し、入会した企業等
- (2) 特別会員 直方市及び直方商工会議所

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 一般会員 年間 10,000 円

(2) 特別会員 年間 100,000 円

2 会費は、1 年間分を、事務局が指定する期日までに、所定の銀行口座に納入する。

3 納入された会費の返還は、行わないものとする。

(退会)

第 8 条 会員は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

2 会費の納入が納入期限から 1 年を超えて確認できないときは、退会したものとみなす。

(役員)

第 9 条 本会に次の役員を置く。

(1) 役員 4 名以上 6 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 役員は、一般会員及び特別会員の互選により選出する。

3 役員のうち、1 名を会長とし、2 名以内を副会長とする。

4 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第 10 条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し協議し、議決する。

3 役員会には、本会の活動・事業の関係者を参加させ、必要な意見聴取を行うことができるものとする。

(職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき又は欠席のときは、その職務を代行する。

3 監事は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(解任)

第 12 条 役員が、諸事情により職務の執行に堪えられないと認められるときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(資産)

第 13 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(総会)

第 14 条 本会の総会は、一般会員、特別会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 会則の変更
- (3) 解散
- (4) 事業の変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) その他、会の運営に関する重要事項

4 総会は、一般会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

5 総会の議決は、出席者の過半数の承認を得なければならないものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 議長は、会員として総会の議決に加わることができない

(議事録)

第 15 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第 16 条 会長は、毎事業年度終了後 6 か月以内に、事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 18 条 本会の事務を処理するため、直方市（産業建設部商工観光課）に事務局を置く。

(解散)

第 19 条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 一般会員の欠乏

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(委任)

第 20 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 21 条 この会則は、総会において、出席者の 4 分の 3 以上の承認がなければ変更できない。

(附則)

1 この会則は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

2 令和 4 年度は、この会則第 7 条第 1 項第 1 号に定める会費の徴収は行わない。